

第2特集 より良い暮らしへ 「マイナンバー制度」

マイナンバーは、一生使うものだから大切にね！



マイナちゃん

マイナンバー(個人番号)とは国民一人一人が持つ12桁の番号のことで、マイナンバー制度は、「行政の効率化」「国民の利便性向上」「公平公正な社会の実現」を目的に2016年に導入され、社会保障、税、災害対策の各種手続きでマイナンバーが利用されています。また今年7月からは、マイナンバーカードを利用して行政機関での照会履歴などを本人が確認できるサイト「マイナポータル」の運用も始まります。

そこで今号では「マイナンバーカード」と「マイナポータル」の利便性についてお知らせします。

■問い合わせ先…まちづくり推進課 ☎46-5578

便利な機能が広がる
ICチップ付きのカード

マイナンバーカード

ただいま
申請受け付け中！



通知カード

申請



マイナンバーカード

さまざまなメリットがあり、今後ますます便利になる「マイナンバーカード」。ぜひご利用ください！

■マイナンバーカードのメリット

▷マイナンバーを証明する書類として

マイナンバーの提示が必要なさまざまな場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。また、マイナンバーの提示と本人確認が同時にできる唯一のカードです。

▷本人確認の際の身分証明書として

運転免許証などと同様に、身分証明書として使えます。

※カードの有効期限

▷20歳以上は10年、20歳未満は5年

▷各種行政手続きのオンライン申請などに

電子証明書はさまざまなオンライン手続きに利用できます。

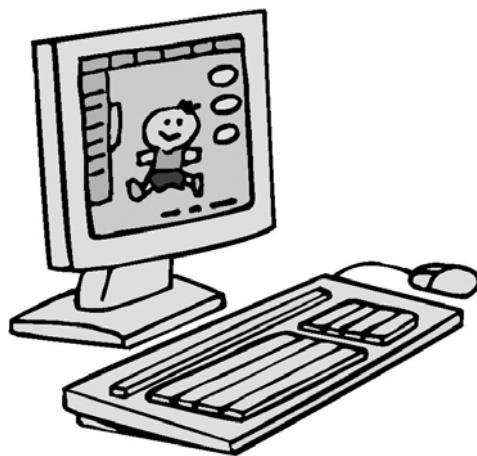
確定申告がオンライン(e-Tax)のできるほか、「マイナポータル」で行政サービスのお知らせがオンラインで届いたり、子育てに関する手続きができるようになります。

■申請に関する問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

政府が中心となり運営する
オンラインサービス

マイナポータル

自宅のパソコンから
子育ての各種手続きが可能に！



マイナポータルは2017年以降順次サービスを導入し、秋頃に本格運用を開始する予定です。子育てや福祉・介護などの行政手続きがワンストップでできたり、行政からのお知らせが自動的に届きます。

【マイナポータルでできること】

▷やりとり履歴(情報提供等記録表示)

自分の個人情報を行政機関同士がやりとりした履歴を確認できます。

▷お知らせ、サービス検索、電子申請機能

子育てなどに関するサービスの検索やオンライン申請などができます。

▷自分の情報確認(自己情報表示)

行政機関などが持っている自分の特定個人情報が確認できます。

※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードとICカードリーダーが必要。
※パソコンを持たない人でも利用できるよう、役場に専用端末を設置する予定です。

ライフイベント別 マイナンバーの利用シーン

社会保障、税、災害対策の手続きのために、行政機関や民間企業などへのマイナンバーの告知が必要となるよ！



学生
奨学金の申請時に貸与元の機関へ

アルバイトを始める時にバイト先へ

就職
源泉徴収票の作成や雇用保険などの手続きで勤務先へ

税の確定申告などの時に税務署へ

結婚子育て
児童手当や出産育児一時金などの申請時に市区町村や健康保険組合へ

パートを始める時にパート先へ

退職後など
福祉や介護の手続きで市区町村へ

資産運用の手続きで銀行や証券会社へ

※資料 政府広報「マイナンバーまるわかりガイド」